

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書

策定日 平成31年2月18日

女性が職業生活において急速な少子化の進展、国民の需要の多様化等の社会経済情勢の変化に対応していくために、その個性と能力を十分に発揮して活躍し、豊かで活力ある社会を実現できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間及び取組の実施時期

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間

### 2. 内 容

数値目標〈長時間労働の是正に関する項目〉

労働者全体の時間外勤務を月平均2.5時間以内とする。

### 対 策

- ①各部署で業務の見直しを図るとともに、法人全体の取り組みであることを全職員に周知する。
- ②次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画目標と同様にノー残業デーを推進する。
- ③前年度の時間外勤務の月平均と比較することで目標値の確認を実施し、会議等により周知する。

### 3. 公表日 平成31年2月18日